

■令和6年度第1回（第334回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 令和6年8月21日（水） 午後3時00分～午後3時45分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、日野副市長、高橋副市長、新屋副市長、水道事業管理者、教育長
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、子ども未来局長、総合政策監

【議 題】 「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）」について

< 提案説明 >

「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）」について、子ども未来局より次のような説明があった。

- ・ 本件は、「（仮称）さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針（素案）」について、ご審議いただくもの。以下、基本方針（素案）に沿って説明していく。
- ・ 基本方針（素案）の「1 基本的な考え方」では、利用を希望する全ての児童に安全・安心な放課後の居場所を提供することを目的とし、そのために、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により本市の放課後児童対策を実施することを示している。これにより、喫緊の課題である待機児童の早期解消に取り組んでいく。
- ・ 次に「2 本市の課題」では、3つの課題を示している。1点目として放課後の利用ニーズの増加に対して、整備が追いつかないために生じている待機児童の解消、2点目としてクラブを利用する保護者が運営に携わっている民設放課後児童クラブにおける保護者負担の軽減、3点目として夏休みなど長期休業中のみの利用等といった多様なニーズへの対応である。
- ・ 「3 課題に対する施策」では、課題に対応していくため、3つの施策を示している。1点目として待機児童の解消について、放課後子ども居場所事業の導入による対応を基本とし、早期に放課後子ども居場所事業を導入できない学区は民設放課後児童クラブを整備することで待機児童を解消していく。
- ・ 2点目の保護者負担の軽減については、放課後子ども居場所事業を導入することで、保護者による新たな民設放課後児童クラブの物件探しが必要になるほか、民設放課後児童クラブへの支援を拡充し、運営の安定化を図ることで負担を軽減していく。
- ・ 3点目の多様なニーズへの対応については、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により、利用者の希望に合った放課後の受け皿を選択可能とする。
- ・ 「4 整備方針」については、まず、放課後子ども居場所事業について、令和8年度

から本格実施とし、今年度・来年度のモデル事業の検証を踏まえながら、市域全体へ実施校を展開していく。また、待機児童が生じている、もしくは生じることが見込まれる学区から優先して導入する。そして、保護者会運営の民設放課後児童クラブがある学校については、保護者負担軽減の観点から保護者会の意向も踏まえて導入していく。

- ・ 放課後子ども居場所事業の整備に当たっては、事業の拠点となる専用室として使用可能なクラブ室がない学校は、専用室に転用可能な教室が確保できる学校から導入する。また、リフレッシュ工事の基本計画が策定済みの学校については、工事期間終了後に導入する。
- ・ 次に民設放課後児童クラブについては、放課後子ども居場所事業が早期に導入できない学区に限り整備する。
- ・ 「５ 民設放課後児童クラブへの支援」については、放課後児童対策の受け皿の一つである民設放課後児童クラブに対しては、引き続き運営支援を行い、委託実施基準の見直しを適切に行うことで、民設放課後児童クラブの運営の更なる安定化を図る。
- ・ また、放課後子ども居場所事業導入に伴う民設放課後児童クラブへの影響に対する支援策については、引き続き検討していくが、現在検討中の支援策の案を４つ示す。
- ・ １つ目は、入室児童数減少により影響が生じた場合の運営継続のための支援措置。２つ目は、居場所事業導入に伴い、公設放課後児童クラブを廃止した場合で、公設放課後児童クラブが学校敷地外にあった場合に当該公設放課後児童クラブの専用施設を民設放課後児童クラブに貸与すること。３つ目は、民設放課後児童クラブで働く支援員等が余剰となった場合などに放課後子ども居場所事業運営事業者へ紹介すること。４つ目は、民設放課後児童クラブ施設を長期契約で運営している民設放課後児童クラブがある学区への放課後子ども居場所事業導入時期を配慮すること。
- ・ 注意書のとおり、現時点での検討段階のものであるため、今後実態を踏まえた支援策の制度設計に取り組むことも併せて示す。
- ・ 「６ 安全・安心な育成支援環境整備のための支援や国の動向への対応」については、人員配置や専用区画面積の確保等、関係法令に定める基準に従って安全管理体制の構築に適切に取り組む。また、合同就職説明会や年間を通じた研修の実施、巡回保育相談等の実施等により、放課後児童支援員等の人材確保、人材育成のための支援を行う。また、国の動向を注視し、制度改正等に適切に対応していく。
- ・ 「７ 待機児童の解消」については、総合振興計画実施計画の目標にあるとおり令和８年４月の待機児童を１５０人まで減少させ、さらに令和１０年４月までに待機児童をゼロとすることを目標とする。
- ・ 「８ その他」については、各事業の実施にあたっては、利用者や事業者をはじめ、関係者の意見を聴く機会を設け、その意見を勘案しながら各事業を推進していく。また、適宜、基本方針の見直しを行っていく。
- ・ 「９ 令和１０年度までの整備計画」については、利用ニーズの増加に合わせて、放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブを計画的に整備し、受入可能児童数を確保することで、令和１０年４月までに待機児童をゼロとすることをグラフと表で明示する。また、最新の利用ニーズの推計等に基づき毎年度更新することから、個別の

学校名については、直近の整備内容のみ掲載する。

- ・ 「今後のスケジュール」については、まず、令和6年9月定例会において、基本方針（素案）を報告するとともに、令和7年度モデル校に係る条例・補正予算議案を提出する。次に令和7年9月定例会において、同様に令和8年度導入校を更新した基本方針（素案）の修正版を報告する。さらに、12月定例会において、民設放課後児童クラブへの具体的な支援策と令和9年度導入校を更新した、基本方針（案）を報告し、令和8年1月にパブリック・コメントを実施し、3月に基本方針を策定する。

＜ 意 見 等 ＞

- ・ 夏休みの途中ではあるが、放課後子ども居場所事業を4校で開始した中で、夏休みの多様なニーズとして把握できているものはあるか。また、放課後児童クラブの支援に関しては、国の補助制度の仕組みとして、適正規模の放課後児童クラブで有利に働くということだったかと思う。まだ大規模クラブがいくつか残っており、解消に努めている状況だったと思うが、現状はどうか。
- 夏休みのみの利用者として、栄小学校10人、鈴谷小学校22人、岸町小学校6人、新和小学校13人、合計51人より新たに申し込みがあり、これまでの放課後児童クラブにはない傾向となっている。その51人のうち、約8割にあたる40人が17時までの区分1の利用者となっており、勤務時間の短い方が、夏休みに利用されているのではないかと考えている。また、大規模クラブについては、令和4年度の委託基準改定により適正規模化の支援を行っており、毎年数か所ずつではあるが、適正規模化が進んでいる状況。居場所事業導入により、大規模クラブが適正規模になることも想定される。
- ・ 夏休みの利用は想定していた規模か。
- 1校あたり10名程度と考えており、おおむね想定どおりである。
- ・ 放課後子ども居場所事業導入校の増加に伴い、事業者の確保が課題になると考えるが、質の高い事業者の確保について今後の見通しはあるのか。
- 現在居場所事業を委託している事業者からは、スケールメリットを出すためにも、もっと受託する学校数を増やしていきたいとの意向があると聞いている。
- ・ 基本方針には、民設放課後児童クラブへの支援として委託基準の見直しを適切に行うとあるが、具体的な想定はあるのか。放課後子ども居場所事業を展開していくと、公設放課後児童クラブの指定管理料が減少していくことになるが、指定管理者の運営への影響についての見解は。
- 委託基準の具体的な見直しについては、国の動向を踏まえ適切なタイミングで検討していきたい。また、公設放課後児童クラブの指定管理者に対しては、放課後子ども居場所事業の展開が進んだ場合、公設放課後児童クラブが減っていくことについて説明し、一定のご理解をいただいている。今年度のモデル事業でも、従前の指定管理者が放課後子ども居場所事業を受託した学校もあることから、放課後子ども居場所事業の運営に参画することも検討いただきたいと考えている。
- ・ 今回の整備計画どおりに放課後子ども居場所事業の展開が進んだ場合、令和10年には指定管理料は現在の半分程度になってしまう。指定管理者もスケールメリットを出

してやっているとは思いますが、パイが小さくなってしまうと、それも厳しくなるのではないか。そうすると、現在想定しているスケジュールどおり放課後子ども居場所事業を展開していくことが難しくなることも想定されるのではないか。

- ・ 事業者の運営状況については、国の補助制度なども当てはめながら、市としても把握しておく必要がある。利用者がある程度おり、運営校数が増えるとスケールメリットが出てきて、学校間で支援員等を融通するなど、運営しやすくなることは理解できるが、経営的にもそういう理解でよいのか。公設放課後児童クラブだけでなく民設放課後児童クラブも含めて、シミュレーションしたほうがよい。
- スケールメリットについては、経営状況も含めてシミュレーションしたうえで検討していきたい。
- ・ 放課後子ども居場所事業の導入に伴う民設放課後児童クラブへの効果的な支援策については、仮説をもって検証を進めていく必要がある。特に、クラブの規模が変わってしまっても、放課後児童支援員は最低限配置する必要があるので、どの項目でどのような影響が出てくるのか、市としても把握しておく必要がある。支援策は、クラブの経営実態を踏まえ、影響に応じた適切な内容にする必要がある。
- 国庫補助制度をはじめとした制度も活用しながら、クラブの規模や、令和5年度利用実績等に基づき、児童数の規模別で具体的な支援策のシミュレーションをしていきたい。
- ・ モデル事業の4校では、登録児童数と利用児童数との差も大きい。モデル事業を行う中で把握できてくることが多いとは思いますが、適切に委託料を算定する必要がある。
- ・ 民設放課後児童クラブへの影響といっても、もともと過大規模だったが、放課後子ども居場所事業の導入により、規模が適正となり、運営しやすくなるという場合も想定されるのではないか。単純に児童数の減少が問題とはならない可能性もあるので、様々な可能性も考慮しながら、影響をシミュレーションする必要がある。
- 民設放課後児童クラブの適正規模としては、およそ40名で、委託料も最大となる。それ以上規模が大きくなると委託料も減ってしまうので、放課後子ども居場所事業の導入により適正規模化して委託料も増えるということは想定されうる。そのような可能性も考慮しながら検討を進めていきたい。
- ・ 今回の会議での指摘は、民設放課後児童クラブへの支援措置の内容や程度に関して、民設放課後児童クラブや指定管理者の経営状況を児童数との関係で細かくシミュレーションし、こういった支援措置が重要かを考えていく必要があるということであった。これらについては、速やかに検討を進めていただきたい。
- ・ 民設放課後児童クラブへの支援策については、モデル期間で検証したうえでないと決められない部分もあるとは思いますが、今後事業を進めていくなかで影響が出てきた場合については、モデル期間内であっても必要な支援策について検討する必要がある。

< 結 果 >

「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針(素案)」について、原案のとおり了承とする。

ただし、以下の点に留意すること。

放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両事業により効果的・効率的に待

機児童を解消していくために、放課後子ども居場所事業の導入が、民設放課後児童クラブ等へどのような影響を与えるのか詳細に分析・検討し、必要な支援策等を検討すること。

＜ 会 議 資 料 ＞

- ・「(仮称)さいたま市放課後子ども居場所事業と放課後児童クラブの整備に係る基本方針(素案)」について